



# 三重県公報

令和元年8月20日(火)

第 31 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
17	知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則	(漁業環境課)	2
<b>告 示</b>			
245	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	3
246	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
247	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
248	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	4
249	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
250	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
<b>海 調 委 告 示</b>			
2	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	(海区漁業調整委員会)	5
<b>公 告</b>			
	土地改良区清算人の就任の届出	(農地調整課)	7

規 則

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年八月二十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十七号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成三十年三重県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（採捕の停止命令の発動要件）</p> <p>第二条 知事は、管理期間（くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。）ごとに、三重県における三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）の採捕の数量が、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を直ちに告示するものとする。</p>	<p>（採捕の停止命令の発動要件）</p> <p>第二条 知事は、管理期間（くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。）ごとに、三重県における三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、県計画に定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときには、その旨を直ちに告示するものとする。</p>
<p>一 定置漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業及び同条第五項第二号に規定する第一種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。以下同じ。）による小型魚の採捕の数量が、県計画に定める定置漁業による小型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	
<p>二 中型まき網漁業（漁業法第六十六条第二項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。）による小型魚の採捕の数量が、県計画に定める中型まき網漁業による小型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	
<p>三 養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業による小型魚の採捕の数量が、県計画に定める養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業による小型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	
<p>四 第一号から前号までの漁業以外の漁業による小型魚の採捕の数量が、県計画に定める当該漁業による小型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	
<p>2 知事は、管理期間ごとに、三重県における三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」と</p>	

<p>いう。)の採捕の数量が、次に掲げる場合に該当するときには、その旨を直ちに告示するものとする。</p>	
<p>一 定置漁業による大型魚の採捕の数量が、県計画に定める定置漁業による大型魚の知事管理量を超過しており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	
<p>二 前号の漁業以外の漁業による大型魚の採捕の数量が、県計画に定める当該漁業による大型魚の知事管理量を超過しており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p>	
<p>3 前二項の規定にかかわらず、本県での小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画に定める知事管理量を超過しており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときには、その旨を直ちに告示するものとする。</p> <p>(知事管理量に係る採捕の停止命令)</p>	<p>(知事管理量に係る採捕の停止命令)</p>
<p>第三条 知事が前条第一項の規定による告示をした場合には、当該告示の日の翌日から当該告示の日が属する管理期間の末日(知事が同項に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日)までの間、同項各号に掲げる漁業を営む者は、当該告示に係る小型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>	<p>第三条 知事が前条の規定による告示をした場合には、当該告示の日の翌日から当該告示の日が属する管理期間の末日までの間、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁をする者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>
<p>2 前項の規定は、前条第二項の規定による告示をした場合について準用する。この場合において、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、「小型魚」とあるのは「大型魚」と読み替えるものとする。</p>	
<p>3 知事が前条第三項の規定による告示をした場合には、当該告示の日の翌日から当該告示の日が属する管理期間の末日(知事が同項に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日)までの間、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁する者は、当該告示に係る小型魚又は大型魚をとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

告 示

三重県告示第 245 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
なの花薬局 小俣店	伊勢市小俣町元町1157-2	株式会社なの花中部	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	令和元年7月1日	居宅療養管理指導
なの花薬局 小俣店	伊勢市小俣町元町1157-2	株式会社なの花中部	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	令和元年7月1日	介護予防居宅療養管理指導
オアシス調剤薬局	四日市市智積町6030-2	有限会社オアシス	四日市市三滝台3丁目2-7	令和元年8月1日	居宅療養管理指導
オアシス調剤薬局	四日市市智積町6030-2	有限会社オアシス	四日市市三滝台3丁目2-7	令和元年8月1日	介護予防居宅療養管理指導
グループホーム コロナ	津市大里窪田町1706-26	有限会社 二神	津市高野尾町4956-27	令和元年9月1日	認知症対応型共同生活介護

三重県告示第 246 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
湾岸さくら医院	医療法人 普照会	通所リハビリテーション	名称	もりえい病院附属 伊勢湾岸クリニック	湾岸さくら医院	平成 31 年 4 月 1 日
湾岸さくら医院	医療法人 普照会	介護予防通所リハビリテーション	名称	もりえい病院附属 伊勢湾岸クリニック	湾岸さくら医院	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 247 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	休 止 年 月 日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目5-1	社会福祉法人 洗心福祉会	津市本町26番地13号	訪問看護	令和元年8月1日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバーケア豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目5-1	社会福祉法人 洗心福祉会	津市本町26番地13号	介護予防訪問看護	令和元年8月1日

三重県告示第 248 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
なの花薬局 小俣店	伊勢市小俣町元町1157-2	株式会社なの花中部	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	令和元年7月1日	居宅療養管理指導
なの花薬局 小俣店	伊勢市小俣町元町1157-2	株式会社なの花中部	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	令和元年7月1日	介護予防居宅療養管理指導

オアシス調剤薬局	四日市市智積町 6030-2	有限会社オアシス	四日市市三滝台 3 丁目 2-7	令和元年 8 月 1 日	居宅療養管理指導
オアシス調剤薬局	四日市市智積町 6030-2	有限会社オアシス	四日市市三滝台 3 丁目 2-7	令和元年 8 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
グループホーム コロナ	津市大里窪田町 1706-26	有限会社 二神	津市高野尾町 4956-27	令和元年 9 月 1 日	認知症対応型共同生活介護

三重県告示第 249 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
湾岸さくら医院	医療法人 普照会	通所リハビリテーション	名称	もりえい病院附属 伊勢湾岸クリニック	湾岸さくら医院	平成 31 年 4 月 1 日
湾岸さくら医院	医療法人 普照会	介護予防通所リハビリテーション	名称	もりえい病院附属 伊勢湾岸クリニック	湾岸さくら医院	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 250 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	休 止 年月日
訪問看護ステーション 鈴鹿シルバーケア 豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目 5-1	社会福祉法人 洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	訪問看護	令和元年 8 月 1 日
訪問看護ステーション 鈴鹿シルバーケア 豊壽園	鈴鹿市東磯山二丁目 5-1	社会福祉法人 洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	介護予防訪問看護	令和元年 8 月 1 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 2 号

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示します。

令和元年 8 月 20 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 共同漁業権漁場における制限

別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認

めた区域については、この限りではありません。

2 区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

3 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。

4 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

5 この指示の有効期間は、令和元年9月1日から令和2年8月31日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全 域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全 域	
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全 域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（外海）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号、95 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全 域	
	三重外湾漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、153 号、154 号）	全 域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点A 北緯 34 度 14 分 59 秒 東経 136 度 52 分 24 秒 点B 北緯 34 度 14 分 31 秒 東経 136 度 53 分 07 秒 点C 北緯 34 度 12 分 54 秒 東経 136 度 50 分 31 秒 点D 北緯 34 度 11 分 34 秒 東経 136 度 49 分 33 秒 点E 北緯 34 度 10 分 51 秒 東経 136 度 48 分 17 秒 点F 北緯 34 度 10 分 50 秒 東経 136 度 47 分 30 秒 点G 北緯 34 度 11 分 45 秒 東経 136 度 46 分 09 秒 点H 北緯 34 度 13 分 37 秒 東経 136 度 45 分 27 秒 点I 北緯 34 度 14 分 23 秒 東経 136 度 43 分 15 秒 点J 北緯 34 度 15 分 54 秒 東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点A、B、C、Dの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 23 秒 東経 136 度 02 分 28 秒 点B 北緯 33 度 47 分 10 秒 東経 136 度 02 分 41 秒 点C 北緯 33 度 47 分 30 秒 東経 136 度 02 分 46 秒 点D 北緯 33 度 47 分 36 秒 東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点A、B、C、D、E、F、G、Hの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点A 北緯 33 度 47 分 34 秒 東経 136 度 03 分 01 秒 点B 北緯 33 度 47 分 31 秒 東経 136 度 03 分 18 秒 点C 北緯 33 度 47 分 14 秒 東経 136 度 03 分 39 秒 点D 北緯 33 度 47 分 08 秒 東経 136 度 04 分 24 秒 点E 北緯 33 度 47 分 39 秒 東経 136 度 04 分 38 秒 点F 北緯 33 度 47 分 47 秒 東経 136 度 03 分 44 秒

点G 北緯 33 度 48 分 04 秒 東経 136 度 03 分 23 秒
点H 北緯 33 度 48 分 06 秒 東経 136 度 03 分 06 秒

公 告
-----

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和元年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

原土地改良区（度会郡玉城町原 3201 番地）

就任清算人

度会郡玉城町原 1732

〃 〃 〃 1686

〃 〃 〃 1653

〃 〃 〃 942

〃 〃 〃 520

〃 〃 〃 533

〃 〃 〃 895

〃 〃 〃 568

〃 〃 〃 774

〃 〃 〃 3660-3

〃 〃 〃 1541

中 村 武 二

中 野 勇

西 野 真 人

水 谷 和 弘

田 所 良 彦

東 谷 幸 和

加 納 勝

田 間 敏 明

小 林 つや子

中 出 勇

中 西 正 光

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---